

税制優遇を活用してセカンドライフの生活資金を準備できる。

＼自分で育てる年金！／ iDeCoイデコをはじめよう

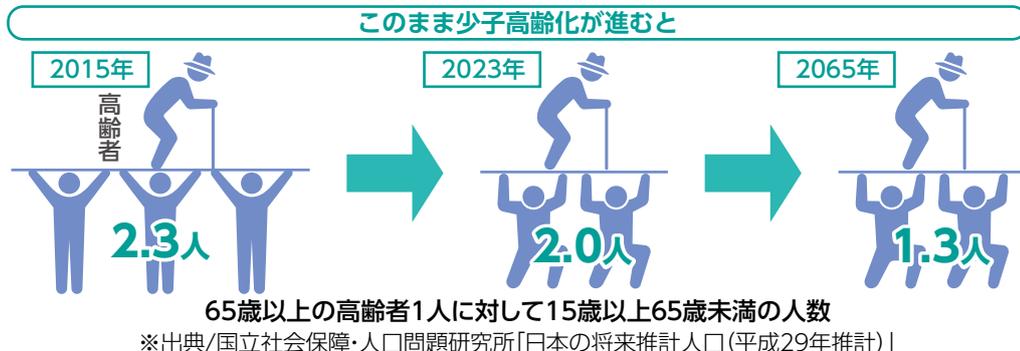
iDeCo(イデコ)でセカンドライフの安心を

iDeCo(イデコ)とは、個人型確定拠出年金の英語表記である
individual-type **D**efined **C**ontribution pension planから
付けた愛称です。



公的年金だけでは不十分？

少子高齢化が進む中、公的年金だけでは退職後の生活費を補うことができないなど、高齢者にとって厳しい環境になることが予想されます。「老後の生活」はまだ先のことと実感がわかないかもしれませんが、早いうちからの備えがとても重要になってきます。



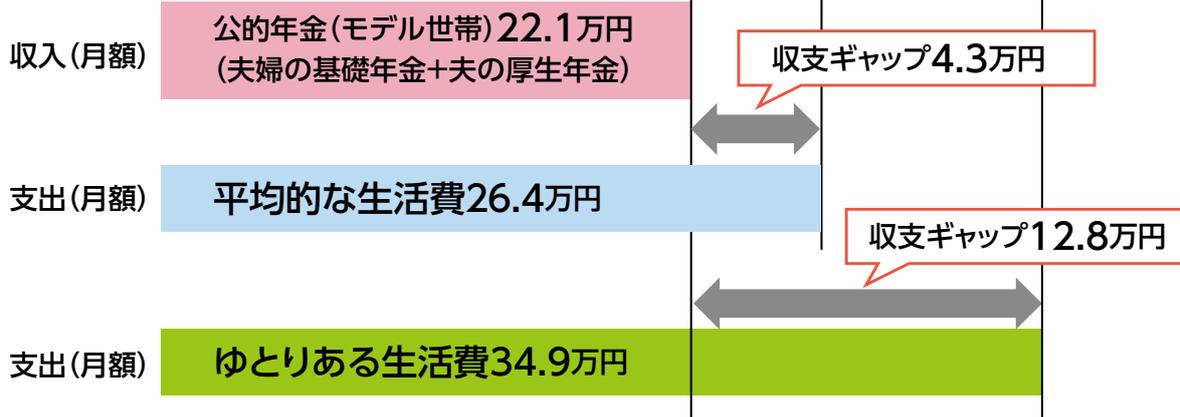
長寿国日本！
100歳以上の方の数は
71,000人以上

100歳以上の高齢者の数は、昭和38年には全国で153人でしたが、平成24年に5万人を超え、令和元年は71,274人となりました。

※出典/報道発表「令和元年9月18日付プレスリリース」(厚生労働省)

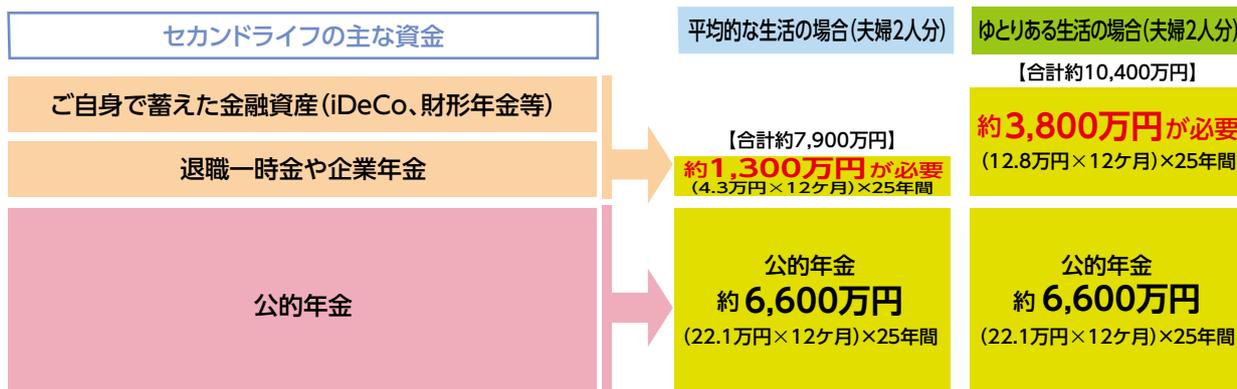
セカンドライフに必要な生活費

●高齢夫婦無職世帯の家計収支



※出典/総務省統計局「平成30年家計調査報告(家計収支編)」、厚生労働省「平成31年度の年金額改定のお知らせプレスリリース」、生命保険文化センター「平成28年度生活保障に関する調査速報版」

セカンドライフの期間を25年とすると、公的年金以外に約1,300万円(ゆとりある生活で約3,800万円)を準備する必要があります。

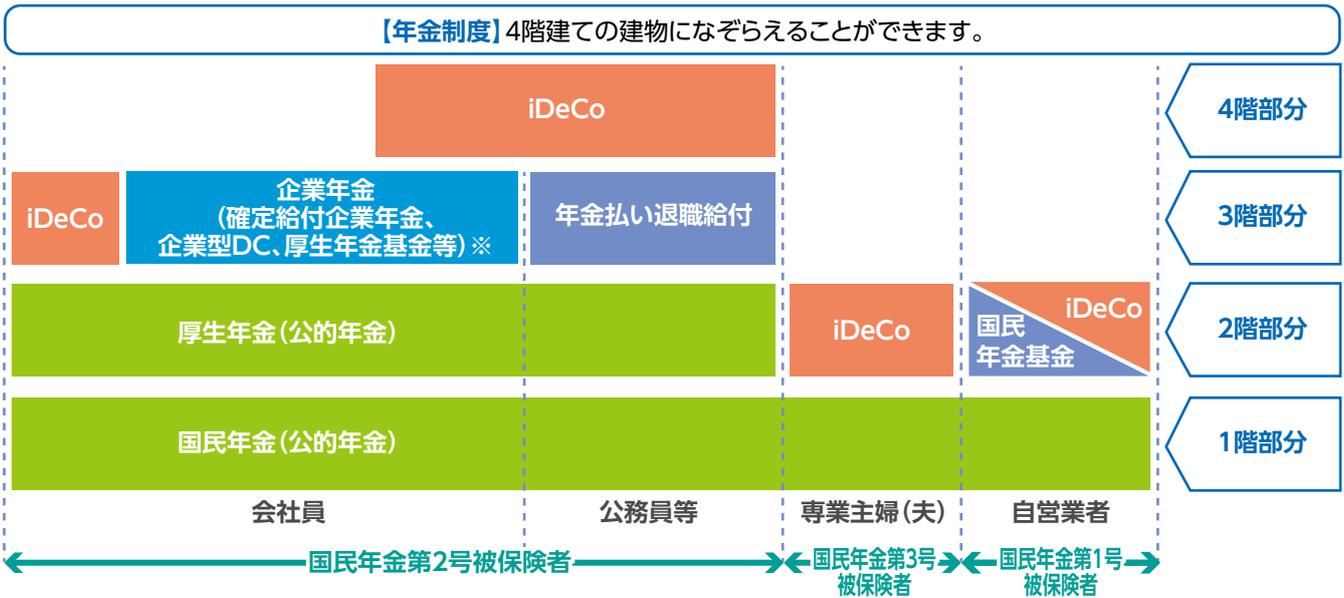


iDeCoとは?

iDeCoとは、任意で申し込むことにより公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。加入者自らが掛金を拠出して、自らが運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。

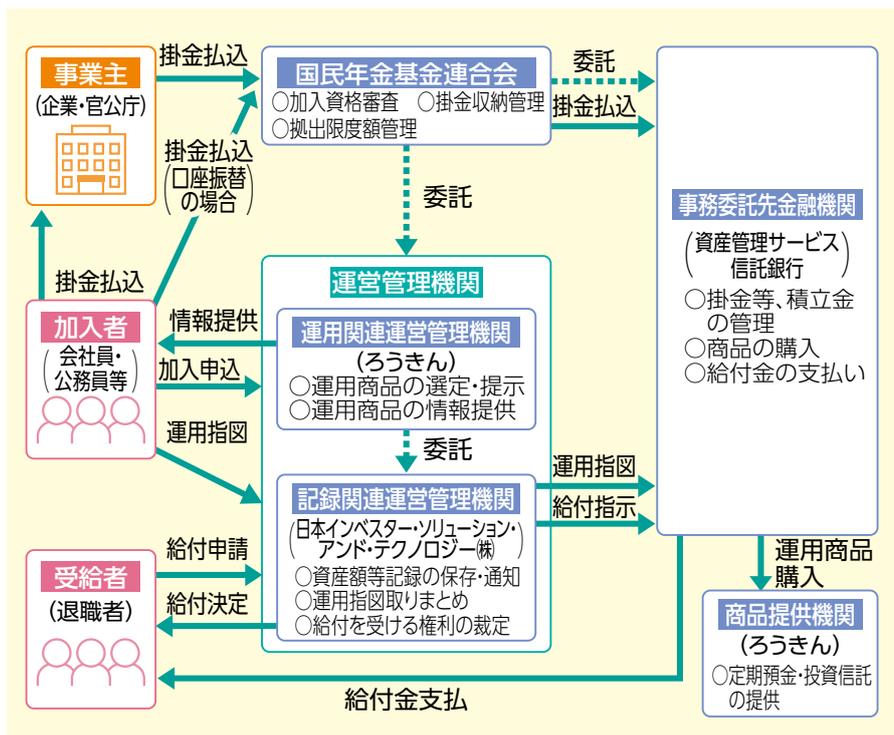
年金制度におけるiDeCoの位置づけ

一般に、会社員の方は国の「国民年金」「厚生年金」の2階建て、または企業年金を加えた3階建て、公務員等の方は「国民年金」「厚生年金」と「年金払い退職給付」の3階建てで成り立っています。iDeCoは、私的年金としてそれらの年金をさらに補うものとして位置づけられています。



※企業型DC(企業型確定拠出年金)加入者がiDeCoに加入する場合は、一定の条件があります。

iDeCo運営の仕組み



【各機関の役割】

- ◆ **国民年金基金連合会**
(iDeCoの実施主体)
規約作成、加入資格審査、掛金収納管理、拠出限度額管理等の役割を担います。
- ◆ **ろうきん**
(運用関連運営管理機関・商品提供機関)
運用関連運営管理機関として、運用方法(商品)の選定・提示、運用方法(商品)に関する情報提供等の役割を担います。また、商品提供機関として、運用商品(定期預金や投資信託)を提供します。
- ◆ **日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)(JIS&T)**
(記録関連運営管理機関)
加入者等の資産額等の記録の保存・通知、運用指図の取りまとめ、給付を受ける権利の裁定等の役割を担います。
- ◆ **資産管理サービス信託銀行**
(事務委託先金融機関)
積立金管理、商品購入、有価証券等の保管、給付金支払等の役割を担います。

iDeCoの「3つのメリット」税制上の優遇措置について

メリット 1 拠出(積立)時 ~ 掛金は全額が所得控除の対象になります ~

- 掛金は全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。iDeCoでは所定の手数料(9頁参照)が必要となりますが、多くのケースでは手数料を上回る所得控除の効果が期待されます。

例 【所得税・住民税の軽減効果】

給与収入(年収)	掛金拠出額		所得税 軽減額 (年額)	住民税 軽減額 (年額)	合計 軽減額 (年額)
	年 額	月額(均等)			
300万円	60,000円	5,000円	3,100円	6,000円	9,100円
	144,000円	12,000円	7,300円	14,400円	21,700円
	276,000円	23,000円	14,100円	27,600円	41,700円
500万円	60,000円	5,000円	6,200円	6,000円	12,200円
	144,000円	12,000円	14,800円	14,400円	29,200円
	276,000円	23,000円	28,200円	27,600円	55,800円
600万円	60,000円	5,000円	6,100円	6,000円	12,100円
	144,000円	12,000円	14,700円	14,400円	29,100円
	276,000円	23,000円	28,100円	27,600円	55,700円
800万円	60,000円	5,000円	12,200円	6,000円	18,200円
	144,000円	12,000円	29,400円	14,400円	43,800円
	276,000円	23,000円	56,300円	27,600円	83,900円

※上記試算例は年齢40歳未満の方で、「社会保険料控除額は年収の14.45%」、「基礎控除以外の人的控除(配偶者控除・扶養控除等)がない」、「その他の所得控除がない」、「住宅ローン控除の適用がない」等、一定の前提による概算額です。

※労働金庫連合会作成のろうきんiDeCoスペシャルサイト「節税シミュレーター」より2019年12月時点における税制・関係法令等に基づき算出しています。条件により結果が異なります。

※課税対象となる所得がない専業主婦(夫)等(第3号被保険者)には、所得控除の適用はありません。(iDeCo掛金を配偶者の所得控除適用対象とすることはできません。)

※掛金の納付方法により所得控除の適用方法が異なります。(口座振替の場合、年末調整または確定申告により所得税が還付されます。給与天引きの場合、あらかじめiDeCo掛金を除いた所得額に応じた所得税が賃金から控除されます。)

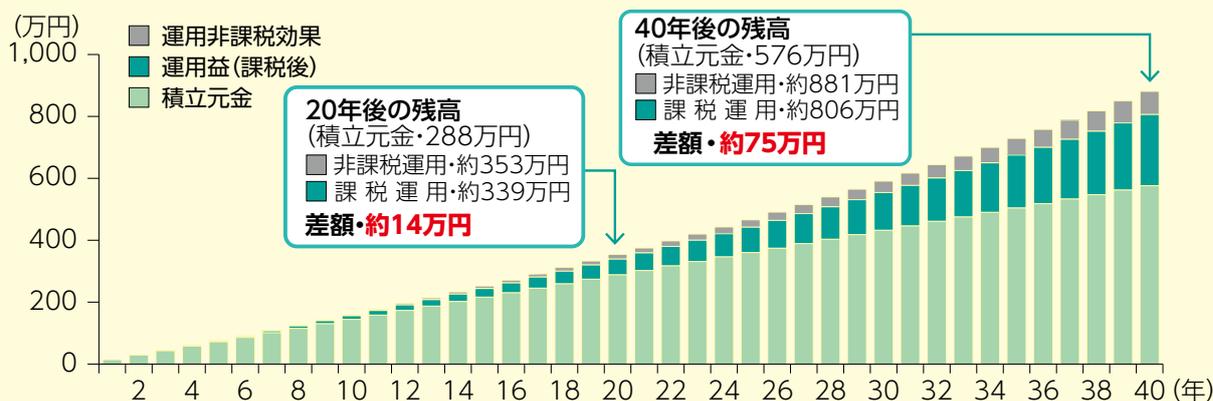
※住民税は、当年の所得額をもとに翌年の税額が計算される方式(前年課税方式)のため、iDeCoに加入した翌年6月~翌々年5月までの税額が軽減されることとなります。

メリット2 運用時～運用益は非課税です～

- 運用益は全額が非課税のため、複利効果(利息が利息を生む効果)が十分に発揮されます。

例 【運用益非課税効果】 *一定の前提による概算額です。

毎月12,000円を年利2.0%で運用した場合、運用益に20%課税される場合と運用益非課税の場合の比較



※特別法人税について

iDeCoは、掛金を拠出した時点では各加入者の年金支給額が確定していないため、実際の給付時まで課税を繰り延べることとされ、その遅延利息に相当するものとして、年金積立金に対して1.173%の特別法人税が課税されることが法人税法で定められています。ただし、確定拠出年金法が施行された2001年以降、実際に課税されたことはありません。

メリット3 受給時～公的年金等控除または退職所得控除の適用があります～

- 老齢給付金を年金で受け取る場合は、「雑所得」として課税されますが「公的年金等控除」の適用があります。一時金で受け取る場合は「退職所得」として課税されますが、「退職所得控除」の適用があります。

例 【20歳から60歳までiDeCoに40年間拠出(積立)して、一時金で受け取る場合】

退職所得控除額 = 800万円 + 70万円 × (40年 - 20年)

= **2,200万円まで非課税**

年金で受け取る場合は、公的年金等控除が適用されます

一時金で受け取る場合は、退職所得控除が適用されます

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円

拠出年数 (A)	退職所得控除額
20年以下	40万円 × A (80万円未満の場合は80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (A - 20年)

※ iDeCoの拠出年数をもとに計算します。端数(月数)は1年に切り上げとなります。

※ 過去に加入していた企業型DC等からの資産をiDeCoに移換した場合は、それらの加入期間も合算します。

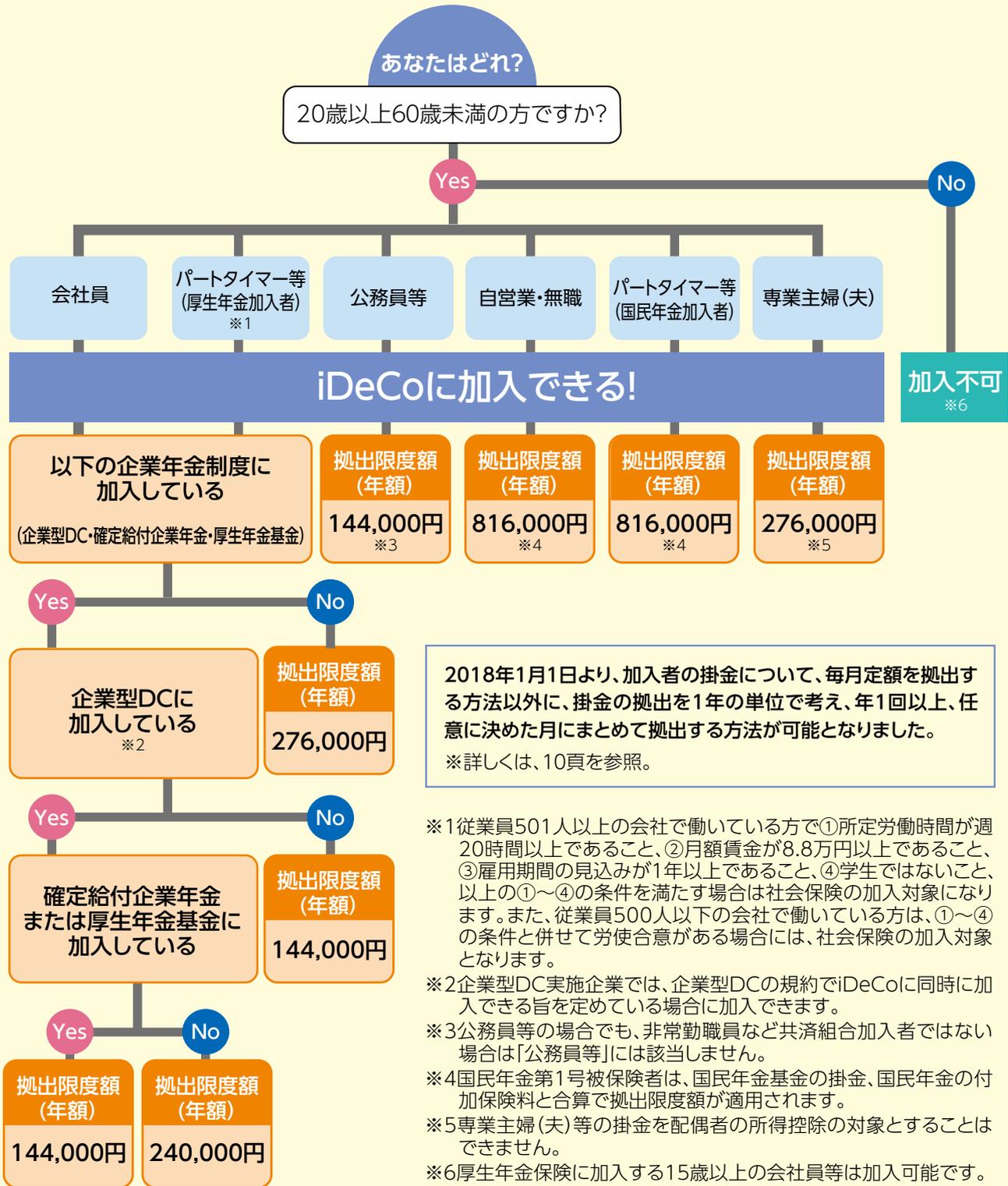
※ 退職所得は、勤務先から支給された退職一時金等と合算して計算します。

※ 退職所得は「退職所得控除額」を超えた場合も、超えた金額の2分の1のみが課税所得として計算されます。

※ 「公的年金等の収入金額」は、iDeCoの受給額と公的年金・企業年金等からの受給額を合算して計算します。

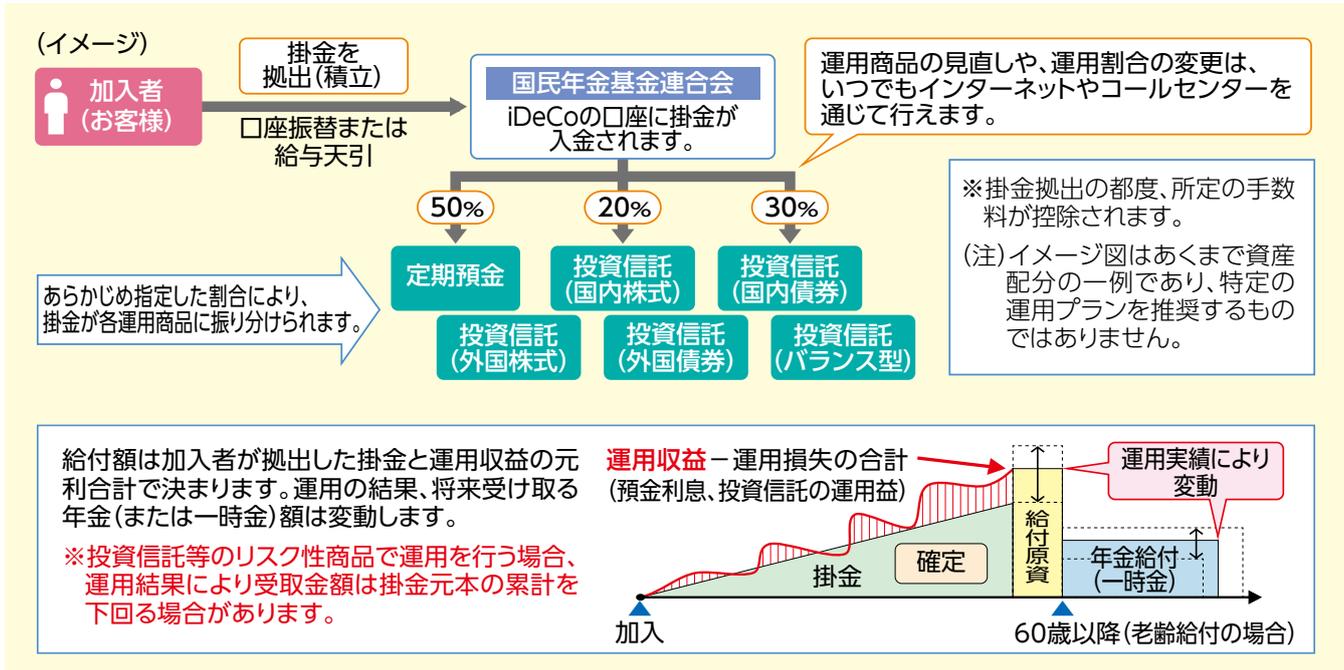
※ 公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額となります。

iDeCoに加入できる方



iDeCo・運用の仕組み

資産運用を行う商品は、運営管理機関が提示する商品の中から、ご自身でお選びいただけます。



商品ラインナップ〈中央ろうきんiDeCo(個人型年金プラン)〉

●〈中央ろうきんiDeCo(個人型年金プラン)〉では、お客様の選択のしやすさと長期的な運用成果をめざす観点から、シンプルで低コストのラインナップをご用意しています。

商品分類		商品名	信託報酬(税込)	
定期預金(元本確保型商品)		ろうきん確定拠出年金定期預金(1年)	-	
		ろうきん確定拠出年金定期預金(5年)	-	
		ろうきん確定拠出年金定期預金(10年)	-	
投資信託	投資対象	国内債券	DCダイワ日本債券インデックス	年0.275%
		国内株式	DCダイワ日本株式インデックス	年0.275%
		外国債券	DCダイワ外国債券インデックス	年0.253%
		外国株式	野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	年0.154%
		国内外の債券・株式(バランス型)	DIAMバランス・ファンド<DC年金>1安定型	年0.286%
			DIAMバランス・ファンド<DC年金>2安定・成長型	年0.319%
DIAMバランス・ファンド<DC年金>3成長型	年0.352%			

◇iDeCoでは、加入者自身のリスク許容度に応じて、定期預金(元本確保型商品)と投資信託をバランスよく組み合わせて長期的な運用を行うことが期待されます。

◇ろうきんでは、定期預金(元本確保型商品)3商品と、値動きがわかりやすく信託報酬が低いインデックスファンド(インデックス型の投資信託およびインデックス型の投資信託を組み合わせたバランスファンド)7商品を提供し、お客様の長期的な運用成果に貢献することを目指しています。

Q 投資信託とは?

多数の投資家から集めた資金を一つにまとめて専門家に運用(株式や債券などの売買)を委託して、投資家はその収益(売却益や配当金・金利収入等)を分配する仕組みの金融商品。多くの資金を集めることで、個々の投資家の少額な資金でも多数の投資対象に分散投資できる特長があります。

Q 信託報酬とは?

運用会社・受託会社(信託銀行)・販売会社が受け取る報酬のこと。投資家がそれぞれの機関に直接払うのではなく、その投資信託に投資している間、資産(信託財産)の中から自動的に差し引かれます。信託報酬は純資産総額に対し年〇%で表示されます。

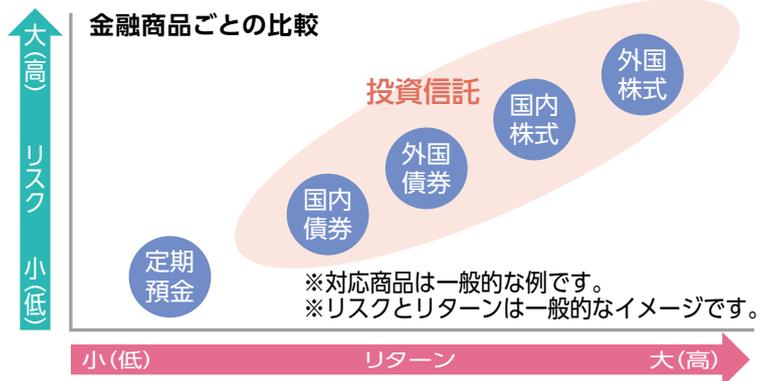
Q インデックスファンドとは?

「東証株価指数」や「日経平均株価指数」等、目安になる数値(ベンチマーク)と連動した運用成果を目指す投資信託。一般的に運用にかかる手数料(信託報酬)はアクティブファンド(ベンチマークを上回る運用成果を目指す投資信託)より低めに設定されています。

リスクと上手に付き合うために

投資信託などの値動きのある商品には、「リスク」と「リターン」という考え方があります。

「投資」とは、長い年月をかけて積極的にお金を増やそうとする運用方法ですが、そこにはさまざまな「リスク」が伴います。「リスク」というと「損をする・危ない」といったイメージで受けとめがちですが、資産運用のうえでの「リスク」は「不確実なこと・値動きの幅」として使われます。また、「リターン」とは運用によって得られる収益のことをいいます。



【資産分散】

投資対象を分けて運用することでリスクを抑えながら収益を目指すのが「資産分散」です。

投資対象は値動きの異なる商品を選んで資産全体のリスクを抑えましょう!

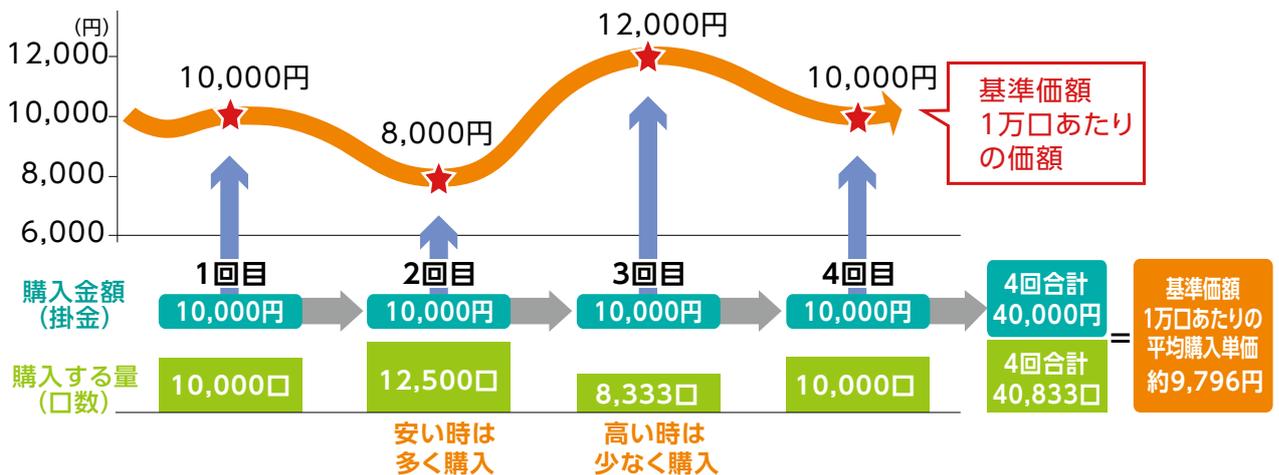
異なる商品種類の組合せ

異なる国・地域の組合せ



【時間分散】

価額変動に関係なく一定金額を定期的に購入する手法を、ドル・コスト平均法といいます。「価額が高いときは数量を少なく、低いときは多く買付ける」ことで、平均購入単価を低く抑える効果が期待できます。



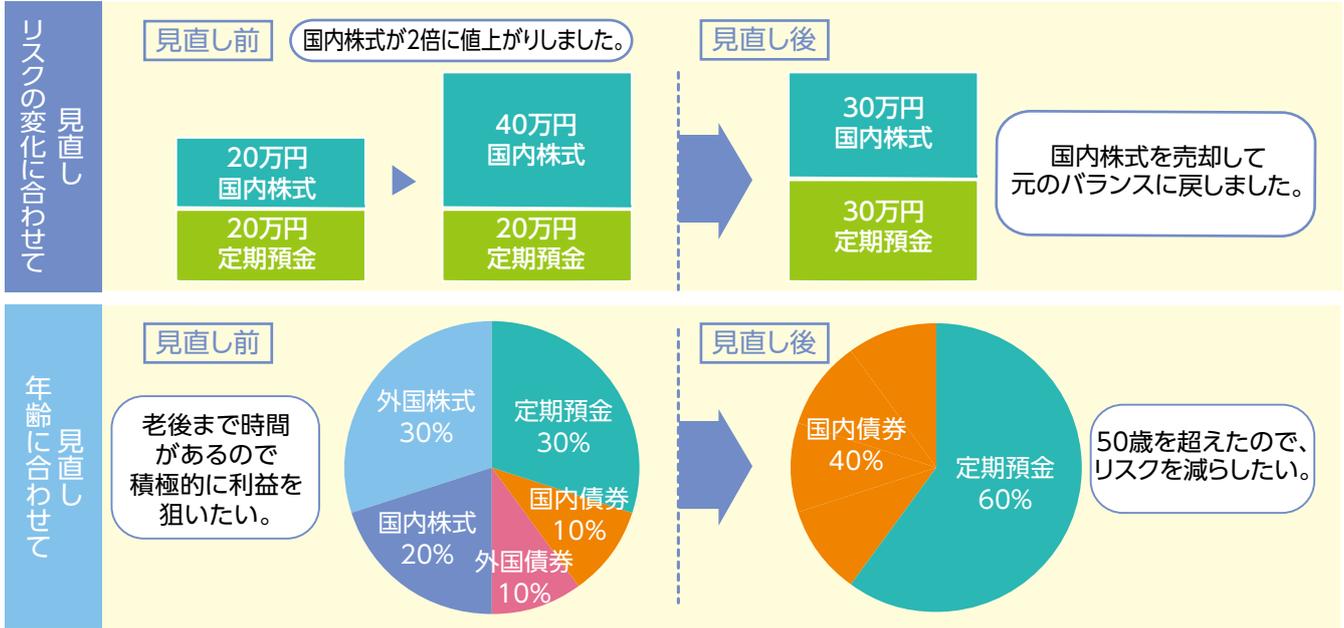
【長期投資】

長期の運用では価額変動リスクを抑え、比較的安定したリターンが期待できます。

iDeCoは、「資産分散」「時間分散」「長期投資」が可能な制度です。

年金資産(運用商品)の見直し

運用中も、運用環境・年齢変化にあわせて適宜、資産を見直すことが大切です。

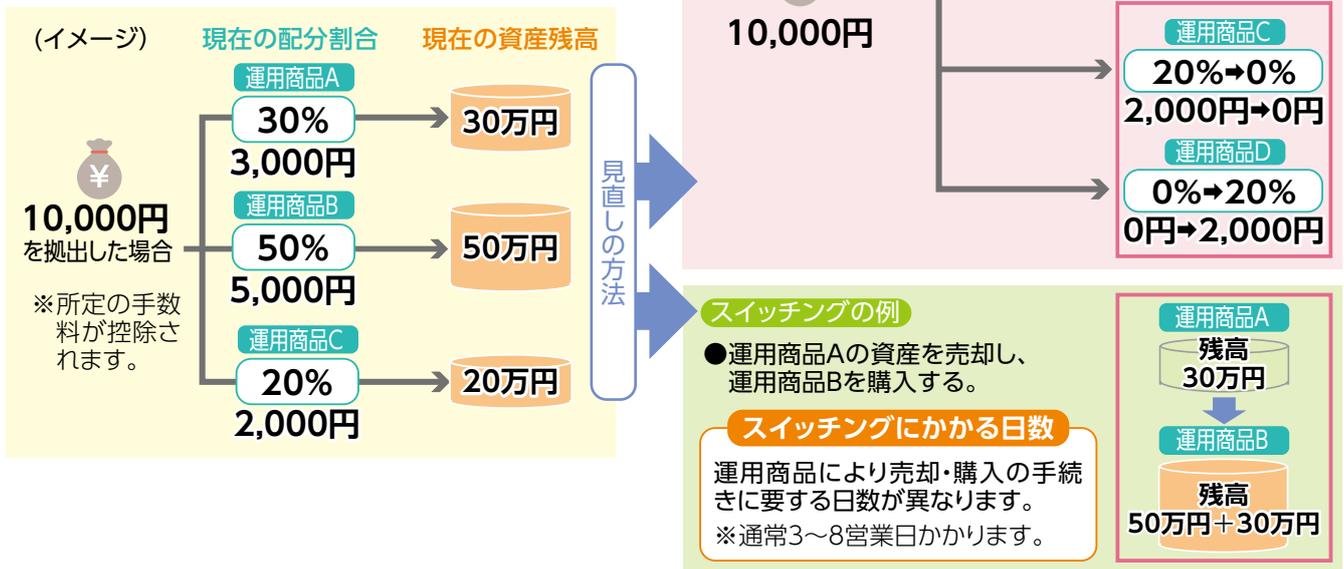


※上図はあくまで一例であり、特定の運用方法、運用商品を推奨するものではありません。

見直しの方法

インターネットまたはコールセンターでお手続きいただけます。

- 配分変更** 掛金拠出時に購入する運用商品の種類や配分割合を変更する手続きです。
- スイッチング** 保有している運用商品を売却して、別の運用商品を購入する手続きです。



iDeCoの手数料

(税込)

手数料の内容		支払先	年額※1	月額※1
①	掛金の収納等に係る手数料	国民年金基金連合会	1,260円	105円
②	拠出金の管理等に係る手数料	資産管理サービス信託銀行	792円	66円
③	運営管理機関手数料	ろうきん	3,720円	310円
合計			5,772円	481円

キャンペーン期間中
105円
66円
260円
431円

50円
引下げ!

【手数料について】 ※1 月別に異なる掛金額を指定する場合は、月ごとに手数料が異なることがあります。※加入者(掛金の拠出をしながら運用を行う方)は、上記①～③の手数料が掛金から控除されます。運用指図者(新たに掛金の拠出を行わず積立金の運用のみを行う方)は、上記②③の手数料が毎年2月に資産残高から控除されます。受給者(年金を受け取る方)は、上記②③の手数料および給付の都度、手数料440円(支払先:資産管理サービス信託銀行)が給付金から控除されます。※初回のみ、口座開設手数料(支払先:国民年金基金連合会)2,829円が掛金から控除されます。

〈中央ろうきん〉
iDeCo特割キャンペーン!

2021年3月分までの運営管理機関手数料を月額50円引下げ!!
通常月額310円→月額260円

【キャンペーンについて】 ※キャンペーン期間は、2021年3月までとなります。※実際の運営管理機関手数料の引下げは、2021年4月掛金拠出分までとなります。※2017年1月以降に取扱開始した「中央ろうきんiDeCo(個人型年金プラン)」(新プラン)の加入者および運用指図者がキャンペーンの対象となります。※2017年1月以降の新プランへのプラン変更者、企業型確定拠出年金からの移換者および他行・他社からの運営管理機関変更者等も対象となります。※2016年12月末で新規受付を終了した「中央労働金庫個人型年金プラン」(旧プラン)の加入者・運用指図者は対象外となります。

年金または一時金で受け取り

年金資産は、老齢・障害・死亡のいずれかの事由に該当した場合、年金(死亡一時金を除く)または一時金で受け取ることができます。

※障害・死亡等の事由に該当した場合を除き、60歳まで引き出し(中途解約)することはできません。

【老齢給付金】

加入者の給付請求により60歳以降に年金または一時金(年金と一時金の組み合わせも可)で受け取ることができます。

加入者期間が10年に満たない場合、加入者期間に応じて給付を請求できる年齢は最大65歳まで繰り下がります。

また、70歳到達により、それまで給付の請求がない場合は、一時金として支払われます。

◆受給開始年齢

加入者等期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	1ヶ月以上
受給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

【障害給付金】

一定の障害の状態に至った場合、加入者の給付請求により年金または一時金(年金と一時金の組み合わせも可)で受け取ることができます。

【死亡一時金】

加入者が死亡した場合、ご遺族の給付請求により一時金で受け取ることができます。

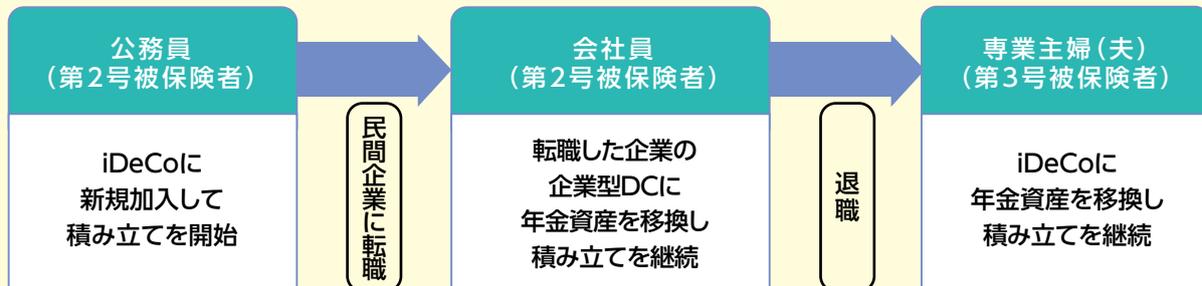
※年金の支払方法(概要)

支給期間	5年以上20年以下の範囲内で受給権者が指定します
支給回数(年)	1回、2回、3回、4回、6回、12回の中から受給権者が選択します ※給付の都度、事務委託先金融機関(資産管理サービス信託銀行)の手数料(440円)がかかります。
支給月	(1回の場合) 12月、(2回の場合) 6月、12月、(3回の場合) 4月、8月、12月 (4回の場合) 3月、6月、9月、12月、(6回の場合) 偶数月、(12回の場合) 毎月
支給日	毎月 20日(休業日の場合は翌営業日)

年金資産の持ち運び(ポータビリティ)

iDeCoの年金資産は、離転職した場合も、次の年金制度に持ち運びすることができます。

持ち運び例



iDeCoと類似制度との比較

セカンドライフの資産形成のための手段は様々あり、それぞれの主な特徴は以下の通りです。

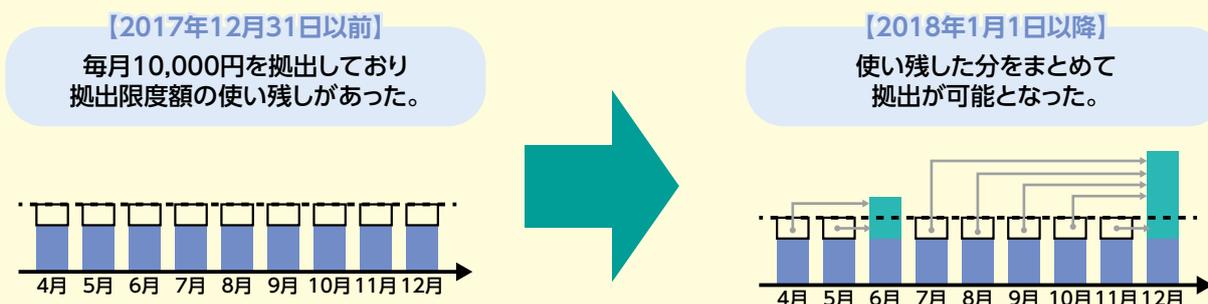
	預金	財形年金	つみたてNISA	個人年金保険	iDeCo
拠出時の税制	優遇なし	優遇なし	優遇なし	所得控除 上限あり (最大で所得税4万円 住民税2.8万円)	全額所得控除 全額!
運用益の税制	課税	上限あり 非課税 (財形住宅と合算して 550万円まで)	非課税 上限あり (年間40万円・20年間)	受給時まで繰り延べ	非課税 全額!
受給時の税制	—	—	—	課税対象	課税対象 (公的年金等控除または 退職所得控除の適用あり)
60歳前の引出し (中途解約)	可能	可能 (解約前5年分の 運用益に遡及課税)	可能	可能 (満期前の解約は 元本割れの可能性あり)	原則不可

●所得控除のメリットをはじめ、税制メリットではiDeCoに優位性がありますが、中途解約できないことや手数料がかかること等、注意が必要です。

掛金拠出の年単位化

2018年1月1日より、拠出限度額の単位が月単位から年単位に変更され、各月ごとに拠出限度額の使い残しが発生した場合に、使い残した分を年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出することが可能となりました。

年単位化による拠出限度額の活用(イメージ) 拠出限度額:12,000円の場合



ご加入までの流れ

1 ご相談・資料請求の方法

ご相談・資料請求

店頭(窓口)

※ローンセンターを除く

電話

ろうきんiDeCo専用コールセンター

0120-320-615

平日(月曜～金曜) 9:00～19:00
(土日祝日・振替休日、12月31日～1月3日は休業)

※当金庫の営業エリア内で、(ろうきん)職員がお勤め先に訪問している場合は、職場でもご相談いただけます。

資料請求

ろうきんiDeCoスペシャルサイトに資料請求いただけます



2 書類のご記入・ご捺印

加入申出書等の書類にご記入・ご捺印いただけます。なお、会社員・公務員等の方は、事業主証明書(事業主の署名・押印が必要な書類)も併せて必要となります。

3 書類のご提出

書類は(ろうきん)お取引店にご提出ください。

4 ご加入後に届く書類

加入手続き完了後、自宅には「国民年金基金連合会」・「JIS&T」より以下の書類が届きます。

書類内容	送付元
個人型年金加入確認通知書	国民年金基金連合会
[口座開設のお知らせ]・[コールセンターパスワード・インターネットパスワード設定のお知らせ]	JIS&T

5 掛金拠出の開始

掛金は26日(休業日の場合は翌営業日)に口座振替等(※1)により納付となります。その他、掛金引落とし開始年月日・掛金納付金額等は、国民年金基金連合会より送付される「個人型年金加入確認通知書」をご確認ください。(※2)

※1 勤務先によっては、事業主払込み(給与天引き)の場合があります。

※2 毎月掛金を拠出する場合は、国民年金基金連合会の加入手続書類の受付日によって、初回引落とし金額は、掛金の2ヶ月分となる場合があります。



年金資産の運用状況の確認方法

JIS&Tのインターネットまたはコールセンターにて確認・手続きができます

- 運用実績照会
- 商品別配分変更
- スイッチング
- 取引履歴照会 など



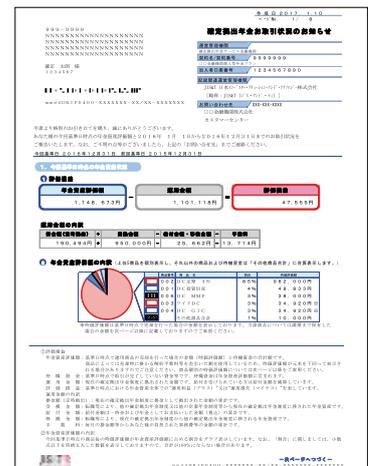
〈確認・手続きに必要な書類〉

- ・「口座開設のお知らせ」
「口座開設のお知らせ」に記載の「加入者口座番号」が必要となります。
- ・「コールセンターパスワード・インターネットパスワード設定のお知らせ」
JIS&Tのコールセンターをご利用の際には「コールセンターパスワード」、インターネットの場合は、「インターネットパスワード」が必要となります。

定期的に書面で確認できます

年に1回「確定拠出年金 お取引状況のお知らせ」が届きます。

- 年金資産の状況
- お取引の明細
- 商品別配分変更の履歴
- 給付の履歴 など



「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」
※上記書類はイメージです。実際とは異なる場合があります。

各種変更のお手続き

下記の変更事由が生じた場合は、所定のお手続きが必要となりますので、〈ろうきん〉お取引店へご連絡ください。

- 住所が変わった
- 氏名が変わった
- 転職した
- 掛金額を変更したい など



Q:途中で解約することはできますか

A:iDeColは、原則60歳まで年金資産を引き出すことができません。なお、掛金の拠出(積立)をしないで運用のみを行うことは可能です。

Q:引き落とし口座の残高が不足していた場合はどうなりますか

A:口座振替日に引き落としができない場合、その月の掛金は拠出されなかったという扱いとなります。後日、再振替や振込による掛金の納付はできません。(掛金については、前納、後納という制度はありません。)なお、掛金の拠出がない場合、「掛金の収納等に係る手数料」はかかりませんが、「拠出金の管理等に係る手数料」および「運営管理機関手数料」がかかります。掛金の拠出がなかった月の手数料については、次回以降に拠出される掛金からその月の手数料とあわせて引き落としされます。また、掛金の拠出がなかった期間が長期化しますと、未払い部分については年1回(2月)、積み立てられた年金資産より控除されます。

Q:所得控除を受けるにはどのような手続きが必要ですか

A:掛金の個人払込みを選択されている方については、国民年金基金連合会から毎年10月頃に、「掛金払込証明書」が送付されますので、年末調整(給与所得者の場合)や確定申告の際に提出してください。一年目は、申込受付日によって「掛金払込証明書」の発行月が異なります。なお、会社員・公務員等の方(第2号加入者)で掛金が事業主払込み(給与天引き)を選択されている方は、「掛金払込証明書」が発行されません。

Q:産休や育休の期間がある場合の掛金の拠出はどうなりますか

A:産休や育休の期間がある場合も掛金の拠出が可能ですが、所得控除のメリットが減少する場合があります。なお、出産手当金や育児休業給付金等は、所得控除の対象外となります。

Q:60歳になると自動的に受給できるのですか

A:60歳時点で加入者期間が10年以上ある場合は、受け取る権利(受給権)を60歳時点で得られます。受け取りは、受給権を得た後、ご自身で70歳までに請求手続きが必要です。

Q:70歳まで受給の請求を行わなかった場合はどうなりますか

A:70歳までに受給の請求を行わない場合は、積み立てた年金資産は自動的に現金化され、一時金として支払われます。

行為準則等

「運営管理機関」・「国民年金基金連合会」は、法令等により定められた規則(行為準則)を守ることが義務付けられています。
※以下の内容はiDeCo(個人型年金)に係わる法令等に基づいて作成したものです。

1. 運営管理機関の行為準則

加入者を保護し、公正な制度を維持するため、運営管理機関等には次の行為準則と禁止行為が定められています。行為準則に違反したり禁止行為を行ったりした場合には、行政処分を受けたり民事責任を負います。

- (1) 運営管理機関は、運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその運営管理業務を遂行しなければならない。
- (2) 運営管理機関は、個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、または使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、および使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。
- (3) 運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - ① 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部または一部を負担することを約すること。
 - ② 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等または当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。
 - ③ 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部もしくは一部を補てんし、または当該業務に関し生じた加入者等の利益を追加するため、当該加入者等または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部または一部を補てんする場合を除く)。
 - ④ 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、またはその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であって、運営管理契約の相手方の判断に影響をおよぼすこととなる運営管理契約締結に係る重要事項につき、故意に事実を告げず、または不実のことを告げること。
 - ⑤ 自己または加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。
 - ⑥ 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のもののについて指図を行うこと、または指図を行わないことを勧めること(当該確定拠出年金運営管理機関が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く)。
- ⑦ 前①～⑥に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、もしくは確定拠出年金運営管理業の公正を害し、または確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのある次の行為
 - ア. 運用の方法に係る商品の販売もしくはその代理もしくは媒介またはそれらに係る勧誘に関する事務を行う者(次のイにおいて「営業職員」という。)(役員、営業所の長その他これに類する者を除く。)が、運用の方法の選定に係る事務を併せて行うこと。
 - イ. 営業職員が、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち、特定のもののについて指図を行うこと、または指図を行わないことを勧めること。
 - ウ. 確定拠出年金法施行規則第19条の3第1項(確定拠出年金法施行規則第59条第1項において準用する場合を含む。)の規定により公表する情報に関し、不実のことまたは誤解させるおそれのあることを表示すること。

- エ. 加入者等に対して、年金制度に関する事項であって、不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げ、または表示すること。
- オ. 加入者等に対して、提示した運用の方法に関し、不実のことを告げ、もしくは利益が生じることまたは損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し、運用の指図を行わせること。
- カ. 加入者等に対して、提示したいずれかの運用の方法につき他の運用の方法と比較した事項であって不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げ、または表示すること。
- キ. 加入者等に対して、提示した運用の方法に関する事項であって運用の指図を行う際にその判断に影響をおよぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、もしくは不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げ、または表示すること(前オ、カに掲げる行為に該当するものを除く)。
- ク. 自己または加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、加入者等に対して、特定の運用の方法に係る情報を提供すること。
- ケ. 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、またはその解除を妨げるため、運営管理契約の相手方の判断に影響をおよぼすこととなる事項(確定拠出年金法施行令第51条で定めるものを除く)につき、故意に事実を告げず、または不実のことを告げること。
- コ. 個人型年金加入者等の確定拠出年金運営管理機関の指定または指定の変更について、個人型年金加入者等を勧誘するに際し、または確定拠出年金運営管理機関の指定の変更を妨げるため、当該個人型年金加入者等の判断に影響をおよぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げず、または不実のことを告げること。

2. 国民年金基金連合会の行為準則

- (1) 連合会は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及びこの規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行するものとする。
- (2) 連合会は、前項の規定に反するもの及び加入者等の保護に欠けるものとして次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - ① 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、運営管理業務の委託に係る契約又は事務の委託に係る契約を締結すること。
 - ② 運用関連業務を委託した運営管理機関に、特定の運用の方法を加入者等に対し提示させること。
 - ③ 運用関連業務を委託した運営管理機関に、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のもののについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めさせること。
 - ④ 加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うこと、又は行わないことを勧めること。
 - ⑤ 加入者等に、運用の指図を連合会又は加入者等以外の第三者に委託することを勧めること。
 - ⑥ 加入者等に、当該加入者等に係る運営管理業務を行う運営管理機関として特定のものを指定し、又はその指定を変更することを勧めること。

(加入者等に関する個人情報の取扱い)

- (1) 連合会は、個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令に基づき、個人情報を適正に取り扱うための措置を講じるものとする。
- (2) この規約に定めるもののほか、連合会が保有する個人情報の保護に関して必要な事項は、規約策定委員会の議決を経て別に定める。

ろうきんのiDeCoスペシャルサイトをチェック



スペシャルサイトでは節税効果を試算できるシミュレーターや資産運用に関する動画など、iDeCoの制度を理解していただけるさまざまな情報を発信しています。

節税
シミュレーター

動画でわかるiDeCo!

今すぐアクセス /



ろうきん 育てる年金

検索

<https://rokin-ideco.com/chuo/>



QRコード(スマホ)

留意事項

- iDeCo加入時、および加入以降、受給が終了するまで所定の手数料が必要です。
- 障害・死亡等の事由に該当した場合を除き、原則としてiDeCoに積み立てた資産を60歳まで引き出し(中途解約)することはできません。(加入者期間が10年に満たない場合、加入者期間に応じて給付を請求できる年齢は最大65歳まで繰り下がります。また、70歳到達により、それまで給付の請求がない場合は一時金として支払われます。)
- 投資信託等のリスク性商品で運用を行う場合、運用結果により受取金額は掛金元本の累計を下回る場合があります。

※本リーフレットは作成時点における税制・関係法令等に基づき作成しております。

※今後、法改正・取扱変更等の可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

※個別の税務取扱等につきましては、税務署・税理士等にご確認ください。

《iDeCo》のご加入に関するお問い合わせは・・・

ろうきんiDeCo専用コールセンター / ☎ 0120-320-615

平日(月曜～金曜) 9:00～19:00(土日祝日・振替休日、12月31日～1月3日は休業)